



三重県公報

令和元年9月3日(火)

第 35 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
282	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(地 域 福 祉 課)	2
283	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	2
284	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	2
285	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(同)	2
286	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	3
287	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	3
288	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
289	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	5
290	三重県営サンアリーナの利用料金の承認	(観 光 政 策 課)	5
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	9
	土地改良区清算人の就任の届出	(同)	10
	令和元年度後期技能検定の実施	(雇 用 対 策 課)	11
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(警 察 本 部)	12
	同伴	(同)	13

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名
林 藤次郎

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町八知字柿がの 7714
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面並びに関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 288 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ サウス亀山店
亀山市菅内町 1369 番 1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名称	所在地
(仮称) スーパーセンターオークワ 亀山店	亀山市菅内町 1369 番 1

(変更後)

名称	所在地
スーパーセンターオークワ サウス亀山店	亀山市菅内町 1369 番 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
未定	未定	未定

(変更後)

氏名又は名称	住所	氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	収容台数	位置
駐車場	422 台	縦覧による
合計	422 台	—

(変更後)

	収容台数	位置
駐車場	271 台	縦覧による
合計	271 台	—

3 変更年月日

2(1)(2) 平成 29 年 12 月 7 日

2(3) 令和 2 年 4 月 21 日

4 変更理由

2(1)(2) 正式な名称及び小売業者が確定したため

2(3) 余剰駐車場の有効活用を図るため

5 届出の日

令和元年 8 月 20 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年 9 月 3 日から令和 2 年 1 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 289 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名張ガーデンプラザ

名張市瀬古口 350

2 名張市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和元年 9 月 3 日から同年 10 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 290 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営サンアリーナの利用料金を

次のとおり承認しました。

令和元年9月3日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
株式会社スコルチャ三重
代表取締役 濱田 典保
- 2 変更となる利用料金の内容
 - (1) 施設

区分				1時間当たりの金額 (円)		
				午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合		入場料を徴収しない場合	8,580 (10,260)	10,260 (12,150)	12,560 (14,660)
			入場料を徴収する場合で入場料の額が 3,000 円未満	44,000 (52,370)	52,370 (62,850)	66,000 (78,560)
			入場料を徴収する場合で入場料の額が 3,000 円以上	88,000 (104,750)	104,750 (125,700)	132,000 (157,130)
			音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合	88,000 (104,750)	104,750 (125,700)	132,000 (157,130)
			式典、集会等に利用する場合	22,000 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (39,800)
			展示会、見本市等に利用する場合	33,510 (39,800)	37,700 (44,000)	47,130 (56,560)
アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	コート貸し	一面 1 時間につき (最大 2 時間まで。照明含む。)	卓球	500	500	500
			バドミントン ソフトバレー	560	560	560
			バスケットボール バレーボール テニス	1,520	1,520	1,520
			フットサル	2,030	2,030	2,030
			ボルダリング (1 人当たり)	200	200	200
サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合		入場料を徴収しない場合	1,670 (2,080)	2,080 (2,610)	2,710 (3,130)
			入場料を徴収する場合で入場料の額が 3,000 円未満	10,470 (13,080)	13,080 (15,700)	15,700 (18,850)
			入場料を徴収する場合で入場料の額が 3,000 円以上	20,950 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (37,700)
			音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合	20,950 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (37,700)
			式典、集会等に利用する場合	8,370 (10,470)	10,470 (12,560)	12,560 (15,700)
			展示会、見本市等に利用する場合	12,560 (15,700)	15,700 (18,850)	18,850 (23,030)
アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	コート貸し	一面 1 時間につき (最大 2 時間まで。照明含む。)	卓球	500	500	500
			バドミントン ソフトバレー	560	560	560
			バスケットボール バレーボール テニス	1,520	1,520	1,520
			フットサル	2,030	2,030	2,030
			ボルダリング (1 人当たり)	200	200	200
国際会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合		9,000 (10,470)	10,470 (12,770)	13,200 (15,500)	

	その他に利用する場合	4,400 (5,230)	5,020 (6,070)	6,280 (7,330)
レセプション室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	8,580 (10,050)	10,050 (12,150)	12,560 (14,660)
	その他に利用する場合	4,180 (5,020)	5,020 (5,860)	6,480 (7,750)
第一会議室		620 (780)	780 (930)	980 (1,150)
第二会議室		620 (780)	780 (930)	980 (1,150)
第三会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	3,130 (3,760)	3,760 (4,500)	4,810 (5,750)
	その他に利用する場合	1,560 (1,880)	1,880 (2,200)	2,400 (2,820)
第四会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1,670 (2,200)	2,200 (2,610)	2,710 (3,230)
	その他に利用する場合	830 (1,030)	1,030 (1,250)	1,350 (1,560)
第五会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	3,130 (3,760)	3,760 (4,500)	4,810 (5,750)
	その他に利用する場合	1,560 (1,880)	1,880 (2,200)	2,400 (2,820)
第一特別室		3,130	3,130	3,130
第二特別室		3,130	3,130	3,130
フィットネススタジオ		830 (1,030)	830 (1,030)	830 (1,030)

(2) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区 分		1年間の金額 (円)
レストラン		2,851,850
その他の場所 (一平方メートル当たり)	25平方メートルまでの利用面積	49,900
	25平方メートルを超えて、50平方メートルまでの利用面積	37,680
	50平方メートルを超えて、100平方メートルまでの利用面積	28,510
	100平方メートルを超えて、200平方メートルまでの利用面積	23,420
	200平方メートルを超える利用面積	20,370

(3) 特定設備

区 分			単 位	金 額 (円)
大型映像装置			1時間につき	3,130
音響設備	メインアリーナ	マイク3本を超えて利用する場合	1日につき	18,850
		上記以外の場合	1日につき	3,130
	サブアリーナ		1日につき	3,130
照明設備	メインアリーナ	全部点灯	1時間につき	7,530
		4分の3点灯	1時間につき	6,120
		2分の1点灯	1時間につき	4,080
		4分の1点灯	1時間につき	2,030
	サブアリーナ	全部点灯	1時間につき	2,540
		2分の1点灯	1時間につき	1,490
		4分の1点灯	1時間につき	740
冷暖房設備	メインアリーナ		1時間につき	31,370
	サブアリーナ		1時間につき	13,130

壁面収納可動席	1 区画 1 日につき	12,980	
(4) 設備及び器具			
区 分	設 備 器 具 名	単 位	金 額 (円)
舞台装置 (1日当たり)	組立舞台	1 台	1,350
	金屏風	1 双	2,080
	演台 (花台を含む。)	1 台	2,820
	司会者用演台	1 台	1,030
	ホリゾン幕	1 枚	2,500
	大黒幕	一式	5,230
	1 文字幕	1 枚	2,080
	前引幕	1 対	5,230
	前引幕用レール	1 セット	3,130
	袖幕	1 対	1,880
	スクリーン	1 枚	5,230
	舞台照明器具 (電気代を含む。)	1 灯	670
	持込舞台照明器具電気代	1 灯	400
	体育器具 (1日当たり)	電光得点表示盤	1 台
得点・タイマー表示器		1 台	1,030
移動式バスケットゴール		1 面	1,560
テニス		1 面	620
バドミントン		1 面	300
バレーボール		1 面	1,250
レスリング用具		1 面	2,610
ソフトバレーボール		1 面	620
卓球用具		1 面	200
ハンドボールゴール		1 面	410
柔道用畳		1 枚	20
ボクシングリング		一式	1,670
新体操マット		1 面	2,080
体操 (男子種目)		一式	12,560
体操 (女子種目)		一式	10,470
体操マット		1 面	2,080
フットサルゴール		1 面	410
ボルダリング		1 面	3,050
ボルダリング (2 時間以内)		1 面	1,830
トレーニング室		ボルダリング (2 時間以内)	1 回
	貸切又は閉鎖		16,500
	ボルダリング除く	1 回 (2 時間単位)	400
		当月	4,070
	貸切又は閉鎖	16,500	
その他 (1日当たり)	吊り物用バトン	1 本	1,030
	椅子	1 脚	20
	長机	1 卓	50
	フォークリフト	1 台	6,280
	コンパネ	1 枚	50

フロアシート（非防水）	1 枚	580
ピンスポット（電気代を含む。）	1 台	2,710
パーテーションパネル	1 枚	300
フックランプ	1 個	150
ピクチャーハンガー	2 本 1 組	50
平台	1 枚	300
イントレ	1 坪・段	2,080
地絨	1 枚	5,230
布ケコミ	1 枚	2,610
国旗	1 枚	2,080
県旗	1 枚	2,080
袖パネル	1 枚	1,030
国際会議室・レセプション室用看板	1 枚	1,030
看板印刷	1m	1,030
持込電気機器電気代（小口A）	1 コンセント	670
持込電気機器電気代（小口B）	1 台	260
仮設電源利用料	1 ブレーカー	4,080
プロジェクター（大）	1 台	10,470
プロジェクター（小）	1 台	5,230
ワイヤレススピーカー	1 台	1,560
ピアノ	1 台	10,470
テント	1 張	10,470
発電機	1 台	5,230
投光機付発電機	1 台	5,230
白布	1 枚	510
円型テーブルクロス	一式	1,030

- 3 利用承認の年月日
令和元年 8 月 29 日
- 4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和元年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

宮川左岸第二土地改良区（伊勢市上地町 1810 番地）

退任理事

度会郡玉城町宮古 1537 番地

〃 〃 岡出 75 番地

〃 〃 〃 69 番地 1

〃 〃 富岡 243 番地

〃 〃 小社曾根 754 番地

〃 〃 〃 792 番地

松 田 勝

松 尾 臣 悦

野 口 晃

見 並 秀 一

山 口 哲 宏

野 崎 博 寿

度会郡玉城町山岡 723 番地 1	松 田 良 光
" " 小社曾根 1014 番地	西 山 伸 吾
" " 昼田 412 番地	奥 山 明
" " 勝田 2740 番地	野 口 長 一
伊勢市上地町 1989 番地	中 川 清
" " 1777 番地 2	山 口 和 男
" " 1983 番地	中 川 孝 夫
" " 2976 番地	森 川 正 弘
" 栗野町 1124 番地	石 井 了 章
" " 1156 番地	宮 端 章
" " 1039 番地	中 山 銀 藏
" 中須町 1682 番地	中 西 善 夫
" " 1297 番地	早 川 政 男
" " 1056 番地	堤 宏 司
退任監事	
度会郡玉城町岡出 220 番地	松 田 靖 行
" " 富岡 2706 番地	見 並 潔
伊勢市上地町 1613 番地 1	中 村 和 久
" 中須町 1739 番地	川 口 博 大
就任理事	
度会郡玉城町宮古 1522 番地	喜 彦 和 春
" " 岡出 69 番地	野 口 晃
" " 富岡 243 番地	見 並 秀 一
" " 小社曾根 752-2	山 口 隆
" " 山岡 723 番地 1	松 田 良 光
" " 小社曾根 1014 番地	西 山 伸 吾
" " 勝田 2740 番地	野 口 長 一
伊勢市上地町 1777 番地 2	山 口 和 男
" " 1983 番地	中 川 孝 夫
" " 2976 番地	森 川 正 弘
" " 1934 番地	中 川 元
" 中須町 1684 番地	中 西 善 夫
" " 1297 番地	早 川 政 男
" 栗野町 1039 番地	中 山 銀 藏
就任監事	
度会郡玉城町岡出 75 番地	松 尾 臣 悦
伊勢市上地町 1731 番地	中 上 雅 弘
" 小俣町湯田 552	辻 経 生

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和元年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

上条土地改良区（四日市市西村町 5142 番地）

就任清算人

四日市市西村町 3783 番地 1	伊 藤 清 隆
" " 3898 番地 2	市 川 廣 隆
" " 3258 番地 2	市 川 安 之
" " 3571 番地	伊 藤 輝 夫
" " 3558 番地 1	柴 田 明 郎

四日市市西村町 3789 番地

伊藤 悟

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

令和元年 9 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 等級区分
特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級（後期実施）
- 2 技能検定の実施職種、実施期日及び実施場所
別表のとおり
- 3 技能検定試験の方法
学科試験及び実技試験
- 4 受検手数料
知事が定めた額
- 5 受検申請の手続
 - (1) 提出書類等
 - イ 技能検定受検申請書
 - ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
 - ハ 手数料
 - ニ 本人確認書類
 - (2) 受付場所
津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階
三重県職業能力開発協会
 - (3) 受付期間
令和元年 10 月 7 日（月）から同月 18 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）受付を行います。また、郵送による場合は、令和元年 10 月 11 日（金）の消印のものまで受け付けます。
 - (4) 受検申請に関する注意
 - イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
 - ロ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
 - ハ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
 - ニ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
 - ホ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
- 6 その他
 - (1) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732
 - (2) 実技試験の日程は、令和元年 11 月 29 日（金）以後、三重県職業能力開発協会から別途通知します。
 - (3) 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
(1) 1 級及び 2 級 機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御）、配管（建築配管及びプラント配管（鋼管のみ））、型枠施工（型枠工事）、ガラス施工（ガラス工事）及び金属材料試験（機械試験及び組織試験）	令和 2 年 1 月 26 日（日）	令和元年 12 月 6 日 （金）から令和 2 年 2 月 16 日（日） までの間において、 三重県職業能力開発 協会から技能検定受 検申請者に対し別途 通知する日	三重県職業 能力開発協 会から技能 検定受検申 請者に対し 別途通知 する場所
(2) 3 級 電気機器組立て（シーケンス制御）及び型枠施			

<p>工（型枠工事）</p>			
<p>(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>(2) 1級及び2級 さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金）、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工（石材加工）、防水施工（アスファルト防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事）及び機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CAD）</p> <p>(3) 3級 造園（造園工事）、家具製作（家具手加工）、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CAD）</p> <p>(4) 単一等級 バルコニー施工（金属製バルコニー工事）</p>	<p>令和2年 2月2日（日）</p>		
<p>(1) 1級及び2級 半導体製品製造（集積回路チップ製造及び集積回路組立て）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス（DTP）、菓子製造（和菓子製造）、建築大工（大工工事）、かわらぶき、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、塗装（鋼橋塗装）</p> <p>(2) 3級 機械加工（普通旋盤）、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造（プリント配線板設計）、建築大工（大工工事）及びテクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き及びテクニカルイラストレーションCAD）</p>	<p>令和2年 2月9日（日）</p>		

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年9月3日

三重県警察本部長 難波 健太

- 1 特定役務の名称 WANシステム端末装置等の購入
- 2 担当部局 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課用度係
- 3 落札者決定日 令和元年7月19日
- 4 落札者 三重県松阪市石津町字地蔵裏353番地1
株式会社松阪電子計算センター 代表取締役 熊崎 孝
- 5 落札金額 入札価格 61,993,000円
契約金額 66,952,440円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和元年6月4日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年9月3日

三重県警察本部長 難波 健太

- | | | |
|---|---------|----------------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 証跡取得サーバ機器賃貸借 |
| 2 | 担当部局 | 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課用度係 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和元年8月9日 |
| 4 | 落札者 | 名古屋市中村区名駅一丁目1番3号
富士通リース株式会社中部支店 支店長 相良 長典 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 17,452,100円
契約金額 19,197,310円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和元年6月25日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
